

## 介護予防通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業 デイサービスほほえみ運営規程

### （事業の目的）

第1条 有限会社インワタが開設するデイサービスほほえみ（以下「事業所」という）が行う指定介護予防通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき指定介護予防通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業従事者（以下「従事者」という）が、要支援状態にある高齢者に対し適正な事業を提供することを目的とする。

### （運営の方針）

第2条 1 事業所の従事者は、要支援状態等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な支援及び機能訓練等を行い利用者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を図るものとする。  
2 事業の実施にあたっては、区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

### （事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 デイサービス ほほえみ
- 2 所在地 東京都練馬区小竹町1-35-4

### （職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者：常勤1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 生活相談員：常勤1名以上  
生活相談員は、指定通所介護の利用申込にかかる調整、通所介護計画の作成等を行う。また、利用者に対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。
- 3 看護職員：1名以上  
看護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。
- 4 介護職員：4名以上（内1名以上常勤）  
介護職員は、利用者を直接介助し、その他必要な業務の提供にあたる。
- 5 機能訓練指導員：2名以上  
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。
- 6 運転手：3名以上  
利用者の送迎、乗下車時の介助を行う。

### （営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日  
ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時

(利用定員)

第6条 事業所の利用者の定員は、下記のとおりとする。

|                |                         |
|----------------|-------------------------|
| 通常規模型通所介護（2単位） | サービス提供時間帯               |
|                | 午前9時10分から午後12時20分 定員27人 |
|                | 午後1時20分から午後4時30分 定員27人  |

(総合事業の提供方法、内容)

第7条 総合事業の内容は、介護予防サービス・支援計画表に基づいてサービスを行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、介護予防サービス・支援計画表作成前であってもサービスを利用できるものとし、次に掲げるサービスから利用者が選定したサービスを提供する。

- 1 身体介護に関すること  
日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。  
排泄の介助、移動・移乗の介助、その他必要な身体の介護。
- 2 機能訓練に関すること  
体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う。
- 3 口腔ケアに関すること  
口腔機能の向上を目的とし、口内清掃・摂食・嚥下機能に関する指導・サービスの提供を行う。
- 4 送迎に関すること  
送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。
- 5 相談・助言に関すること  
利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

(総合事業支援事業者との連携等)

第8条 1 事業のサービス提供にあたっては、利用者にかかる総合事業支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況の把握に努める。

2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の支援事業者と連絡するとともに、綿密な連携に努める。

3 正当な理由なく総合事業のサービスの提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対してサービスの提供が困難と認めた場合、当該利用者にかかる総合事業支援事業者と連携し、必要な措置を講ずる。

(個別援助計画の作成等)

第9条 1 総合事業の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、介護予防通所介護計画を作成する。又、すでに介護予防サービス・支援計画表が作成されている場合は、その内容にそった介護予防通所介護計画を作成する。

2 介護予防通所介護計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3 利用者に対し、介護予防通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(総合事業の提供記録の記載)

第10条 従事者は、総合事業を提供した際には、その提供日・内容について介護保険法第41条第6項又は法第53条第2項の規定により、利用者にかわって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が保持するサービス提供記録書に記載する。

(総合事業の利用料等及び支払いの方法)

第11条 1 総合事業を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、総合事業が法定代理受領サービスである時は、その額の1割または2割とする。

2 第12条の通常の事業実施地域を越えて行う送迎の交通費、食材料費にかかる諸経費については、別紙に掲げる費用を徴収する。

3 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得る。

4 総合事業の利用者は、当センターの定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、豊島区とする。

(契約書の作成)

第13条 総合事業の提供を開始するにあたって、本規程にそった事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得た上で署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第14条 1 従事者等は、総合事業を実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 総合事業を実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずる他、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(非常災害対策)

第15条 事業所は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次のとおり行うとともに必要な設備を備える。

|            |          |
|------------|----------|
| 防火責任者      | 管理者      |
| 防災・避難・通報訓練 | 年2回（春・秋） |

(衛生管理及び従事者等の健康管理等)

第16条 1 総合事業に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施す等常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

3 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第17条 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時においてサービスの提供を継続的に実施するため、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な処置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメント対策)

第18条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景として言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化等、必要な処置を講じるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第19条 利用者がマシン等を利用する場合は、職員立会いのもとでを使用すること。又、体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図る。

(苦情処理)

第20条 管理者は、提供した総合事業に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者を置き、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第21条 1 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待を防止するための研修を定期的実施する。
- (4) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (5) 前(4)号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- (6) その他、虐待防止のために必要な措置を講ずる。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、該当する特別区に通報するものとする。

(DX推進リーダーの任命)

第22条 1 介護DX推進人材とは、事業所においてデジタル機器や次世代介護機器等の導入・効果的な活用に取り組み、介護現場における生産性向上を牽引する職員をいう。

2 事業所は、介護DX推進人材の役割を果たす職員をDX推進リーダーに任命し、DXにより生産性向上に継続的に取り組む体制の構築にあたらせる。

(その他運営についての留意事項)

第23条 1 従事者の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- ・採用時研修 採用後2ヶ月以内
- ・継続研修 年2回以上

2 事業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。又、従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記する。

3 総合事業の提供により、利用者に賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行う。

4 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者決定調書、利用者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整備する。

5 この規定の定める事項の他、運営に関する重要事項は、有限会社イシワタとデイサービスほほえみの管理者との協議に基づき定めるものとする。

## 附則

この規定は平成20年3月1日から施行する。  
この規定は平成21年9月8日から施行する。  
この規定は平成22年4月1日から施行する。  
この規定は平成22年12月1日から施行する。  
この規定は平成23年4月1日から施行する。  
この規定は平成24年4月1日から施行する。  
この規定は平成24年7月1日から施行する。  
この規定は平成25年11月1日から施行する。  
この規定は平成26年4月1日から施行する。  
この規定は平成27年4月1日から施行する。  
この規定は平成27年6月1日から施行する。  
この規定は平成28年4月1日から施行する。  
この規定は平成30年4月1日から施行する。  
この規定は令和2年3月1日から施行する。  
この規定は令和3年4月1日から施行する。  
この規定は令和4年6月1日から施行する。  
この規定は令和6年4月1日から施行する。  
この規定は令和6年6月1日から施行する。  
この規定は令和6年8月1日から施行する。  
この規定は令和6年11月1日から施行する。  
この規定は令和7年2月10日から施行する。  
この規定は令和7年3月7日から施行する。  
この規定は令和7年4月1日から施行する

第 1 1 条（指定通所介護の利用料等）

介護保険給付対象サービスの利用料

|                        |                                                                                                                                         |        |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 豊島区総合事業<br>通所型独自サービス 1 | 1 9, 5 9 8 円                                                                                                                            | 1 月につき |
| 豊島区総合事業<br>通所型独自サービス 2 | 3 9, 4 6 8 円                                                                                                                            | 1 月につき |
| 口腔機能向上加算Ⅱ              | 1, 7 4 4 円                                                                                                                              | 1 月につき |
| サービス提供体制強化加算Ⅰ 1        | 9 5 9 円                                                                                                                                 | 1 月につき |
| サービス提供体制強化加算Ⅰ 2        | 1, 9 1 8 円                                                                                                                              | 1 月につき |
| 科学的介護推進体制              | 4 3 6 円                                                                                                                                 | 1 月につき |
| 介護職員処遇改善加算Ⅲ            | 所定単位数の 80/1000 の単位数                                                                                                                     | 1 月につき |
| 利用者負担金                 | 法定代理受領の場合は、上記金額の 1 割（ただし、利用者負担の減免、<br>公費負担がある場合等は、その負担率による）<br>平成 27 年 8 月から一定以上の所得のある人は上記金額の 2 割<br>平成 30 年 8 月から一定以上の所得のある人は上記金額の 3 割 |        |

※ 地域区分があり特別区は 1 単位 10.9 円となる。

介護保険給付対象外サービスの利用料

|          |                                                             |
|----------|-------------------------------------------------------------|
| 飲み物代     | 1 日 280 円                                                   |
| その他日常生活費 | 1 利用者の希望により購入する身の回り品<br>※実費徴収<br>2 利用者の希望による教養娯楽費用<br>※実費徴収 |